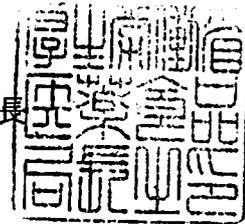


薬食発0825第1号
平成22年8月25日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第96号）が別添の通り平成22年8月25日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記



1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる5物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

- ・ 1 - (2, 5 - ジメトキシ - 4 - ニトロフェニル) プロパン - 2 - アミン及びその塩類
- ・ 2 - (2, 4, 5 - トリクロロ - 3, 6 - ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
- ・ (1 - ブチル - 1H - インドール - 3 - イル) (ナフタレン - 1 - イル) メタノン及びその塩類
- ・ 1 - (2 - フルオロフェニル) - N - メチルプロパン - 2 - アミン及びその塩類
- ・ 2 - (2 - メトキシフェニル) - 1 - (1 - ペンチル - 1H - インドール - 3 - イル) エタノン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物 (ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。) は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記 1. に示した物質について、法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第 69 条第 3 項に規定する試験の用途

(3) 法第 76 条の 6 第 1 項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成22年8月25日）から起算して30日を経過した日（平成22年9月24日）から施行すること。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一八八)

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令(一八九)

○平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(一九〇)

〔省 令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働九六)

〔告 示〕

○天皇皇后両陛下は第六十五回国民体育大会に御臨場になる件(官内庁七)
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件(総務三〇五)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登録者の選定の手続について異動の届出があった件(同三〇六)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件(中央選挙管理会一九)

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件(政治資金適正化委四二)

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件(法務四三〇)

○日本国に帰化を許可する件(同四三一)

○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件(文化庁三九)

○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件(同四〇〇、四二)

○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件(同四三)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件(農林水産一三三三)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件(同三三三三)

○道路に関する件(中部地方整備局一一九)
○道路に関する件(近畿地方整備局一九〇、一九二)

〔人事異動〕
内閣 財務省 国土交通省

〔皇室事項〕

〔公 告〕
諸事項

官庁

第三者所有物の没収、財団、公示法違反、大井口土地改良区役員就任、鬼怒川南部土地改良区連合役員退任及び就任関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

〇 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一八八号)附(務省)

1 地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣の発行枚数を二、四八七万枚に改めることとした(別表第三関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

〇 自衛隊法施行令の一部を改正する政令(政令第一八九号)(防衛省)

1 自衛隊地方協力本部の担当区域の表記を改めることとした(第四八条関係)
2 平成二十二年三月卒業の防衛医科大学卒業生が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金額を四、八七六万円とした(別表第一二関係)
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

〇 平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第一九〇号)(内閣府本府)

1 平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。
2 当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
(一) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
(二) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
(三) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年八月二十五日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百八十八号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

別表第三第十五号中「千九百一十萬枚」を「二千四百八十七萬枚」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 野田 佳彦
内閣総理大臣 菅 直人

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年八月二十五日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百八十九号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十條及び第九十九條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十八條第二項の表自衛隊札幌地方協力本部の項中「石狩支庁管内、胆振支庁管内、空知支庁管内（雨竜郡を除く。）、後志支庁管内、日高支庁管内」を「石狩振興局管内、後志総合振興局管内、空知総合振興局管内（雨竜郡を除く。）、胆振総合

振興局管内、日高振興局管内」に改め、同表自衛隊旭川地方協力本部の項中「上川支庁管内、宗谷支庁管内、留萌支庁管内、空知支庁管内（雨竜郡に限る。）、網走支庁管内」を「上川総合振興局管内、宗谷総合振興局管内、留萌振興局管内、空知総合振興局管内（雨竜郡に限る。）、オホーツク総合振興局管内」に改め、同表自衛隊函館地方協力本部の項中「樺山支庁管内、渡島支庁管内」を「北斗市、樺山振興局管内、渡島総合振興局管内」に改め、同表自衛隊帯広地方協力本部の項中「十勝支庁管内、網走支庁管内、根室支庁管内、網走支庁管内」を「十勝総合振興局管内、網走総合振興局管内、根室振興局管内、オホーツク総合振興局管内」に改める。

別表第十二平成二十三年三月の項を削り、同表に次のように加える。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣 北澤 俊英
内閣総理大臣 菅 直人

平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年八月二十五日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百九十号

平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二條第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二條第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害 適用すべき措置
平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害 法第五條、第六條及び法第二十四條第二項から第四項までに規定する措置
備考 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

Table with 2 columns: 激甚災害 (Severe Disaster) and 適用すべき措置 (Measures to be Applied). It lists specific disaster periods and the corresponding legal provisions for relief.

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人
財務大臣 野田 佳彦
農林水産大臣 山田 正彦

省令

○厚生労働省令第九十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二條第十四項の規定に基づき、薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十五日

厚生労働大臣 長妻 昭

薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中第四十六号を第五十一号とし、第四十三号から第四十五号までを五号ずつ繰り下げ、第四十二号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

○総務省告示第三百五号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成十七年総務省告示第千十一号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六條の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十五日

異動の届出 異動の届出政党その他の政治団体の名称

異動事項

本部の所在地

平成二十二年 国民新党

八月二日

告示

○宮内庁告示第七号

天皇皇后両陛下は、千葉県において開催される第六十五回国民体育大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月二十四日から同月二十七日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十二年八月二十五日

宮内庁長官 羽田田信吾

総務大臣 原口 一博

新

旧

東京都千代田区平河町 東京都千代田区平河町
二丁目十四番七号YU 二丁目十四番七号平河
KEN平河町ビル三階 町コハセビル三階